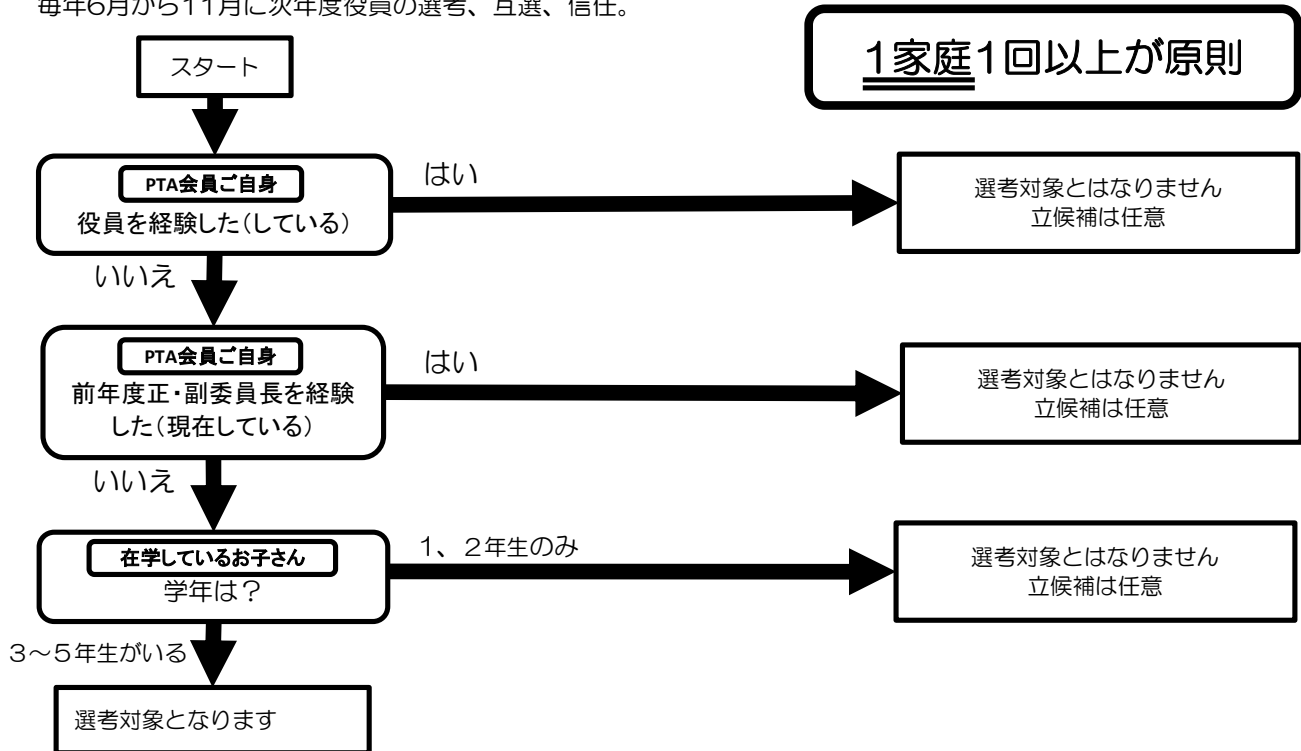


役員選考登録・委員選出の仕組み

松ノ木小学校では入学後、各家庭で「役員」と「委員」のご協力をいただいております。「役員」と「委員」には下図のような仕組みの違いがあります。お間違えのないようにご注意ください。

◎役員選考登録の仕組み

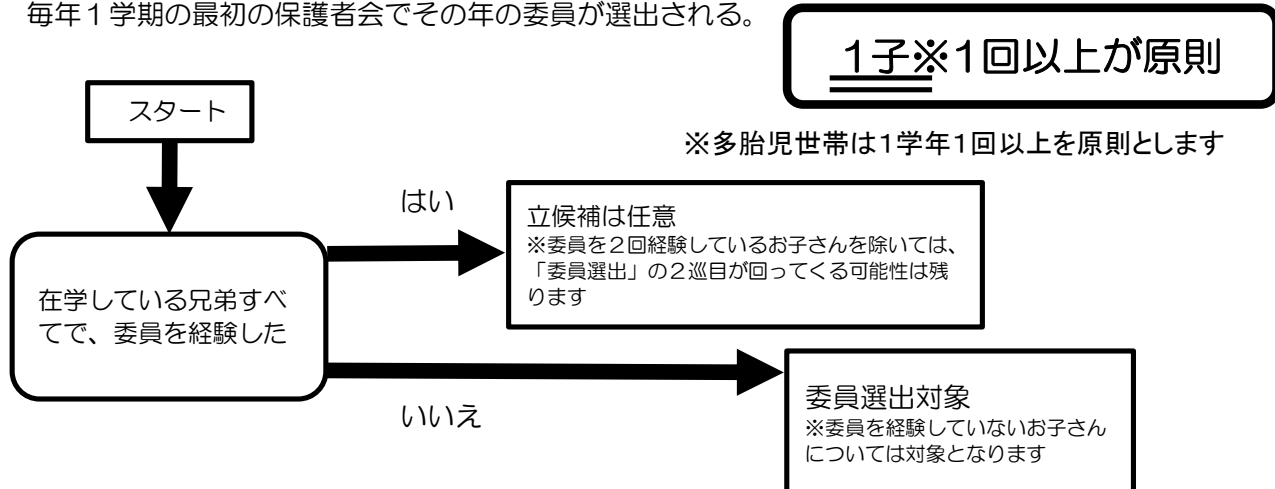
役員選考登録 ⇒ 3年生、4年生、5年生は役員選考対象となります。
事前調査書により特事のご家庭は選考対象から外れる→選考委員にて検討します。
毎年6月から11月に次年度役員の選考、互選、信任。



役員とは「会長（1名）」「副会長（3名）」「書記（2名）」「会計（2名）」です。
※年度により増員もあります。

◎委員（学年・広報・選考）選出の仕組み

毎年1学期の最初の保護者会でその年の委員が選出される。



委員経験のカウントについて

- ・「学年委員」、「広報委員」、「選考委員」がカウントされます
- ・地域班長、副班長は委員1回とカウントしません。「地域正副委員長」のみカウントされます